

令和4年度中部森林管理局事業評価技術検討会（事前評価）

議事概要

- 1 日 時：令和5年1月30日（月） 13時25分～15時05分
- 2 場 所：中部森林管理局 大会議室
- 3 出席者：事業評価技術検討会 岩永青史委員、小野裕委員、早川博泰委員  
中部森林管理局 森林整備部長、計画保全部長  
森林整備課長、森林整備課課長補佐  
技術指導官、造林係長  
企画調整課長、経常監査官、監査係長
- 4 内 容：事務局及び説明員から、今回の事業評価の対象である事前評価（森林環境保全整備事業3地区）の事業概要、目的及び費用便益分析等の評価項目について説明を行い、「事業の必要性、効率性、有効性が認められ、また事業の実施環境等が整っていることから、本事業を実施することが妥当と判断される。」とされた。主な意見・質問は以下のとおり。

（1）事前評価資料について

- ① 森林環境保全整備事業「長野県 伊那谷森林計画区」
- ② 森林環境保全整備事業「岐阜県 木曾川森林計画区」
- ③ 森林環境保全整備事業「愛知県 東三河森林計画区」

（委員）新規採択チェックリストⅡの1（2）「山村の生活基盤の向上への寄与」について、3地区とも評価がA（当該地域への定住の促進に寄与する）となっているが、5年間の事業で定住の促進に寄与するのか。なにか判定の指標があれば教えていただきたい。

（局）Aの判定基準「当該地域への定住の促進に寄与する」について、林野庁で定めている指標の一つに「当該計画が就業機会の増大に寄与する」という事項があり、これに該当するものとしてA評価としている。

（委員）新規採択チェックリストⅡの3（2）「木材の有効利用」について、3地区とも評価がA（次のいずれかに該当する。（ア）木材を利用した土留工等の設置を計

画している。(イ) 木材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。) となっているが、A評価とする木材使用量の基準などはあるのか。

(局) 数字として明確な基準は定められていないが、森林整備事業では主に林道工事において間伐材を利用した工法等を積極的に採用しているところであり、Aの判定基準「(ア) 木材を利用した土留工等の設置を計画している」に該当するものとしてA評価としている。

(委員) 同じ地区において治山事業と森林整備事業の両方が実施される場合、別の事業としてその地区全体に対してそれぞれの事業評価を行うのか。あるいは、その地区を治山事業の区域と森林整備事業の区域に分け、区域ごとに事業評価を行うのか。

(局) 同じ地区内であっても治山事業と森林整備事業は別のものであり、それぞれの事業に係る費用及び便益について事業評価を行っている。

(委員) 参考資料によると、伊那谷森林計画区の森林現況は他の2地区とは異なり天然林の比率が高く、人工林の中でもカラマツの占める面積割合が高くなっている。伊那谷森林計画区の評価個表において、主な事業内容に「更新面積 132 ha」とあり、更新とは主伐と植栽のことだと思うが、具体的にどのようなところで実施するのか。

(局) 伐採箇所は機能類型が「水源涵養タイプ」の箇所が主であり、「地域管理経営計画」や「国有林野施業実施計画」において定められている。また、主伐箇所の選定にあたっては、林道沿いや里山に近い箇所で搬出がしやすいこと、また景観保全上の問題等がないこと等が条件の一つとしてあるが、一方で、複層林施業という形で奥地での主伐を実施することもある。一概に「この条件を満たす箇所」と決められているのではなく、林況や地形的条件、周辺環境など様々な条件を踏まえて箇所の選定を行っている。

(委員) 天然林が多い地域だが、天然林の施業も行うのか。また、カラマツは水土保持の観点ではあまり効果がないという印象があるが、カラマツの多い地域の取り扱いはどうしているのか。

(局) 天然林の施業は基本的には行っていない。カラマツについては、そのようなご

意見もあるが、林野庁では単層林の育成だけでなく「多様な森林づくり」として針広混交林へと誘導する施業も行っており、カラマツの多い地域においても公益的機能が十分に発揮されるよう、森林整備事業に取り組んでいるところである。

(委員) 費用や便益の算出において 100 年分の費用を現在価値に換算するために使用している「社会的割引率」の 4% は大きいのではないかと毎回申し上げていることについて、調べてみたところ、国土交通省を始め公共事業において一律で使用されており、平成 15 年までは 5.5%、それ以降は 4% となっているが、この低金利の時代に 4% はやはり高いのではないかという専門家の意見もあり、ここ 2～3 年で国会や国交省の審議会でも取り上げられているようである。ただ、この率を変更すると過去の評価との比較が難しくなる等の理由から簡単には変更できず、4% を使用し続けているのが現状であるということを確認した。

しかしながら、割引率が高いと、先の年度になるほど現在価値が小さくなるため、この計画の 5 年間でかかる費用はほぼそのまま集計されるが、便益については徐々に効果が発現するものが多く、100 年間の効果を現在価値にすると実際よりもかなり小さくなってしまいう傾向があり、その結果、B/C が低くなる恐れがある。だからこそ、これも毎回申し上げているが、現在は評価の対象となっていない便益についても全て積み上げられるようにし、より適正な評価ができるようにした方が良く考える。

(局) このことについては本庁へ上申しているところではあるが、今のところ現状維持の状況である。今後、状況が変わることになれば、技術検討会等の場でご報告させていただきたい。

(委員) 高性能林業機械を使用することで効率性を確保する、という説明があったが、伊那谷森林計画区に関しては他の 2 地区と比べて「急峻な地形が多い」ということが強調されている。急峻な地形であっても重機は入れるのか。

(局) 森林計画区内には中央アルプスと南アルプスの間に位置する地域など急峻な地形が多いのは事実であるが、一方で、諏訪地域など比較的平坦な地域もあるので、重機が入れる平坦なところでは車両系の作業システム、急峻なところでは架線系の作業システムというように事業箇所に適した作業システムを採用している。また、架線系の作業システムでも、従来の架線のみによる集材ではなく、架線と重機を組み合わせた搬出により効率性を向上させる作業方法の採用もしており、そういった観点から「効率性が確保できる」という評価をしている。

(委員) 全ての地区において、新規採択チェックリストⅡの3(1)「自然環境・景観への配慮」及び(3)①「地域関係者の理解」の項目で、地元の意見を聴取したと説明があったが、実際にどのような意見が出ているのか。また、各地区の「国有林野等所在市町村長有志協議会」の参加者に森林組合や大学関係者は入っていない。特に森林組合は地域の森林に精通しているのに、ここに参加していないのは何か理由があるのか。

(局) 各森林管理署において、毎年、地域の国有林が所在する市町村の首長さんや県の林務担当者の方々にお集まりいただき「国有林野等所在市町村長有志協議会」を開催しており、その場で各市町村からご意見をいただいている。中でも多いのは、「治山事業を計画的に実行していただきたい」という意見である。もう一つ、大きなご意見として「山の手入れはしっかりとやって欲しい」ということもある。人の手で木を植えて育てる人工林は、継続的に手入れをしなければ雨や雪、風などの自然災害に弱い森林になってしまう恐れがあるということで、「ぜひ継続的に森林整備をして欲しい」というお声を多くいただいている。また、近頃は、「野生鳥獣、シカ対策もしっかりやって欲しい」というご意見もあり、森林整備事業で主伐をして木を植える際には、植えた木にシカが悪さをしないように様々な対策を施している。このような地元からのご意見を踏まえた上で策定する森林計画であるということで、A評価としている。

また、森林組合については、基本的には民有林の手入れを主として行うための組織であることや、同協議会が国有林の所在する市町村を対象とした会議であること等から、この場ではご意見を伺っていないものと推察している。

(委員) 東三河森林計画区の事業概要図の中に間伐後の写真が掲載されているが、これは列状間伐の実施後ということか。また、この方法は、一般的に行われているものなのか。列状間伐は、実施後に風倒の被害が発生しやすい印象があるが、その心配はないか。

(局) 間伐した木を利用するという林業経営に資する観点から、現在は、搬出の効率性が高い列状間伐が主流である。事業箇所が保安林であれば、当然、保安林の指定施業要件に即した伐採率の範囲内で伐採を行っており、保安林の機能維持に努めながら森林整備を進めているところである。これまでに列状間伐が原因で大きな風倒被害が発生した事例は聞いたことはないが、森林保全のため、木材の搬出に使用する森林作業道の入れ方には注意する必要があると考えている。また、搬

出を伴わない間伐については、従来の定性間伐、点状間伐を実施しているところである。